

地球にやさしい“ふくしま”県民会議ロゴマーク等使用基準

(目的)

第1 この使用基準は、地球にやさしい“ふくしま”県民会議（以下、「会議」という。）が、策定したロゴマーク及びロゴタイプ（以下、「ロゴマーク等」という。）を使用する場合の基準等を定めるものとする。

(定義)

第2 ロゴマーク等とは、以下の画像をいう。



(使用の基準等)

第3 ロゴマーク等は、県民総ぐるみの地球温暖化対策を推進する目的で使用する場合に使用を認めるものとする。

ただし、次の各号の一に該当する場合には使用を認めない。

- (1) 法令及び公序良俗に違反する場合
- (2) 選挙運動、布教活動を助長するおそれがある場合
- (3) 本県のイメージを傷つけたり、復興の妨げとなるおそれがある場合
- (4) 特定の個人または団体のシンボルマーク、商標又は意匠に相当するものとして独占的に使用する
場合
- (5) ロゴマーク等のみを使用して、製品化して営利目的で販売する場合
(例：缶バッジ、ピンバッジ、ステッカー、シール、Tシャツ、ハンカチ、ストラップ等)
ただし、県の機関や県の関連団体等が使用する場合は別途定める。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、福島県生活環境部環境共生課長（以下「環境共生課長」という。）
が不適當であると認めた場合

(使用の届出)

- 第4 ロゴマーク等を使用して製品化し、有償で頒布する場合は、原則として事前に使用届出書（別記第1号様式）を環境共生課長に提出しなければならない。ただし、名刺、封筒、パンフレット等の印刷物に使用する場合は、届出書を提出する必要はない。
- 2 使用届出書を提出した後で、届出内容と異なる使用をするときは使用変更届出書（別記第2号様式）を環境共生課長に提出しなくてはならない。
- 3 届出の使用期間は最長2年間とし、変更届出の場合も同様とする。

(使用条件)

- 第5 ロゴマーク等の使用については、県が提供するデザインの画像データを使用するものとする。縦・横の比率、バランス、デザイン及び色の変更は認めない。
- なお、別に定める「地球にやさしい“ふくしま”県民会議ロゴマーク等使用ガイドライン」を遵守すること

(使用改善・取消)

- 第6 県が、ロゴマーク等について、上記第3条の基準及び5条の条件を逸脱する使用を発見したときは、環境共生課長は使用者に対し改善を求めることができるものとする。使用者が改善の指示に応じない場合は、環境共生課長は使用の取消を求めることができるものとする。

(使用料)

- 第7 使用料は、原則として無償とする。

(その他)

- 第8 ロゴマーク等は、県がロゴマーク等使用者の事業の推奨や商品の品質保証を示すものではない。

附 則

- 1 この使用基準は、令和3年6月15日から施行する。